縁 結 び 定 期 預 金

（令和７年２月３日改正）

１．商　品　名	縁結び定期預金
２．販 売 対 象	・当組合と初めてお取引される方で、組合員（出資金１万円以上）にご加入※いただける個人の方 ※　満18歳以上で、当組合営業エリアに在住または在勤の方が対象です
３．期　　間	・６ヵ月 ・自動継続（元利金継続、元金継続）のみ取扱います
４．預　　入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位 (4) 預 入 形 態	 ・一括預入 ・お一人様１口座のみ　100万円以上 1,000万円以内 ・１円単位 ・総合口座通帳
５．払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払戻します
６．利　　息 (1) 適 用 利 率 (2) 計 算 方 法 (3) 利 払 方 法	 ・固定利率　年 1.00％ ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期（６ヵ月）の店頭表示利率を適用します ・付利単位を１円とした１年を365日とする単利の日割計算とします ・満期日以後に一括して支払います
７．税　　金	・20％（国税15％、地方税５％）の源泉分離課税 ※　平成25年１月１日から令和19年12月31日の期間に支払われる利息には復興特別所得税が課税され、20.315％（国税15.315％、地方税５％）の税率となります（マル優を利用の場合は除きます）
８．手　数　料	――
９．付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50％上乗せした利率） ・マル優の取扱ができます
10．中途解約時の取扱い	・この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、中途解約はできません ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率および預入日から解約日前日までの日数により計算した利息とともに支払います
11．金利情報の入手方法	・金利については窓口でお問い合わせください
12．苦情処理措置・紛争解決措置	**・苦情処理措置** ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記の窓口をご利用ください 【窓口：お取引先店舗または当組合お客様相談室】

<table>
<tr><td></td><td>【お客様相談室】
受 付 日 ： 月曜日～金曜日 （土・日曜日、祝日および金融機関の休業日を除く）
受付時間 ： 午前９時～午後５時
電　　話 ： ０１２０－００７－８８２
住　　所 ： 岐阜市美江寺町２丁目４番地３
なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください
ホームページアドレス　https://www.shoushin.co.jp
苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています
<table>
<tr><td>東海地区しんくみ苦情等相談所
（東海信用組合協会内）</td><td>しんくみ相談所
（(社)全国信用組合中央協会）</td></tr>
<tr><td>〒453-0015
名古屋市中村区椿町3-21</td><td>〒104-0031
東京都中央区京橋1-9-1</td></tr>
<tr><td>052-451-2110</td><td>03-3567-2456</td></tr>
<tr><td>月曜日～金曜日
午前9:00～12:00　午後1:00～4:30</td><td>月曜日～金曜日
午前9:00～午後5:00</td></tr>
</table>
・紛争解決措置
岐阜県弁護士会　示談あっせんセンター（０５８－２６５－００２０）、東京弁護士会　紛争解決センター（０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会　仲裁センター（０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会　仲裁センター（０３－３５８１－２２４９）、愛知県弁護士会　紛争解決センター（０５２－２０３－１７７７）、愛知県弁護士会西三河支部　紛争解決センター（０５６４－５４－９４４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合お客様相談室またはしんくみ苦情等相談所へお申出ください</td></tr>
<tr><td>13. その他参考となる事項</td><td>・この商品は預金保険制度の対象です
・保険事故が発生したときに、借入金債務との相殺が可能です
・金利情勢等により、取扱期間中に大幅な金利変動があった場合には、取扱を中止することがあります
・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</td></tr>
</table>